

# 北広島町農業委員会第 14 回総会議事録

事務局 (第 14 回北広島町農業委員会総会開会宣言)

会長 (開会あいさつ)

事務局 (事務局報告)

---

## 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の承認について

会長 番号 1 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

会長 1 番について説明します。才乙地域は、この秋農事組合法人設立の予定です。申請地は、譲渡人が耕作しておられましたが高齢で耕作困難になり、農業後継者である譲受人が贈与を受けて農事組合法人に参加の予定です。後継者はどぶろく特区の指定を受け農産加工もしており、技術面農業機械等すべてにおいて問題のない後継者であります。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、要件をすべて満たしていると考えます。

この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 1 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし (挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

---

## 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について

会長 番号 2 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

職務代理者 申請地は申請人の宅地と隣接しており駐車場として整備したいということでした。この辺りは高台で坂道が続いており、周辺に適地もありません。周辺営農への影響はありません。以上のことから、許可妥当であると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号2番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号3番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

職務代理者 農業倉庫として農地の転用に至った経緯等を面談・現地確認にて行い、議案書の摘要欄の通りであります。始末書が添付してあります。面積も必要最小限になっており、申請人の経営規模に見合ったものになっております。自宅に隣接しており、過去においても周辺営農への影響はありません。以上のことから許可妥当と考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号3番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号4番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

3 番 内容については議案書摘要欄のとおりで鶏舎として建てられましたが今は倉庫となっています。始末書が添付してあります。申請人の宅地の一角で周辺営農への影響はないと考えます。以上のことから許可妥当であると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号4番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

---

### 議案第3号 農業用施設転用届けについて

会 長 番号5番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

5 番 内容については議案書摘要欄のとおりです。始末書が添付してあります。28年前に耕作の利便性だけを考えて農業用施設を建設されました。現在高齢となり営農を縮小し、農業用施設の整理をしようとしたところ判明しました。周辺の営農条件へも影響はないと考えます。以上のことから受理妥当であると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号5番について転用届けを受理して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって届出どおり受理することに決定しました。続いて番号6番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

19 番 届出に至った経緯等の聞き取りを、面談・現地確認にて行い、議案書の摘要欄の通りであります。申請地は申請人の仕事場(郵便局)兼自宅に隣接しています。以前より、農業用資材置き場や多目的に利用されていたが、この度新たに倉庫等建てて整備したいということでした。周辺の営農条件へも影響はないと考えます。以上のことから受理妥当であると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号6番について転用届けを受理して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって届出どおり受理することに決定しました。続いて番号7番ですが、

11番委員の父親が申請人ということで、11番委員退場願います。番号7番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

4番 農地の転用に至った経緯等の聞き取りを、面談・現地確認にて行いました。議案書の摘要欄の通りであります。始末書が添付されています。当該施設は24㎡と必要最低限であり、また周辺の営農条件へも影響はないと考えます。以上のことから受理妥当であると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号7番について転用届けを受理して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号8番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

7番 農地の転用に至った経緯等の聞き取りを、面談・現地確認にて行いました。議案書の摘要欄の通りであります。申請地は高台にあり、進入路等が未整備のままで長く休耕したままになっていた。このたび一輪車が通れる位の進入路兼管理道を整備し、農地の有効利用を図りたいとの届出であった。当該施設は16㎡と必要最低限であり、また周辺の営農条件へも影響はないと考えます。以上のことから受理妥当であると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号8番について届出どおり受理して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって届出どおり受理することに決定しました。

---

## 議案第4号 農地改良届について

会 長 番号9番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

18 番 内容については議案書摘要欄のとおりでございます。始末書が添付されております。先日、申請人と現地確認へ行きました。申請人は新規就農者として、現在18棟のハウスでほうれん草を栽培しておられます。申請地は谷間になっており、山側には竹がはえており日照・水はけが悪く、荒地になっており耕作されておりませんでした。今回、盛土をして、利用していきたいということでした。周囲の農地は申請人が耕作・管理しており周辺営農に問題はありませぬ。以上のことから許可妥当であると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませぬか。

会 長 ほかにこの件についてご意見ご質問等はございませぬか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号9番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

---

## 議案第5号 非農地証明申請について

会 長 番号10番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

14 番 8月18日に2番委員と8番委員と私で現地調査をしました。申請地は、登記地目は畑となっておりますが、現況は原野となっております。久しく耕作されていない、おそらく50年以上誰も耕作していないと思われませぬ。3筆とも山林化・竹林化しており将来的にも耕作は不可能な状況であります。調査の結果、農地へ復元困難であると認め、非農地とすることが適当であると判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませぬか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 10 番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号 11 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

1 1 番 8月17日に会長と4番委員と私とで現地調査を行いました。現地は長年耕作しておらず、場所も山の山頂のようなところに位置しています。現在はもう山林になっております。周辺に農地はありませんので、周辺営農に問題はありません。よって農地へ復元困難と認め、非農地とすることが適当であると判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 11 番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号 12 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

1 1 番 8月17日に会長と4番委員と私とで現地調査を行いました。現地は狭い谷と山はだにある農地で長年耕作しておらず、木が生えておりかなりの大きさになっており、現在はもう山林になっております。周辺に農地はありませんので、周辺営農に問題はありません。よって農地へ復元困難と認め、非農地とすることが適当であると判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 12 番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号 13 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

1 1 番 8月17日に会長と4番委員と私とで現地調査を行いました。現地は道路横の相当な急斜面にあり、農業用機械もいれることができない農地であります。とても田として利用できる農地ではありません。周辺に農地はありませんので、周辺営農に問題はありません。よって農地へ復元困難と認め、非農地とすることが適当であると判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 13 番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号 14 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

1 1 番 8月17日に会長と4番委員と私とで現地調査を行いました。  
図面番号 14-2 の農地は狭い谷あいであり圃場整備にもかかりませんでした。申請人も高齢になられ機械化も難しく、長年耕作していないためかなり木が茂っており、現在はもう耕作は不可能であろうと思われます。図面番号 14-3 の農地は山の傾斜地にある農地で、長年耕作されていないため、木が生えてかなりの大きさになっております。この農地ももう耕作は無理だと思われます。図面番号 14-4 の農地はかなり山に上がったところで、周りには造林地があり日照条件も悪く、もう耕作できないところであると思われます。

よって全筆、周辺に影響のある農地はないため周辺営農に問題はなく、農地へ復元困難と認め、非農地とすることが適当であると判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 14 番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号 15 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

1 1 番 8月17日に会長と4番委員と私とで現地調査を行いました。図面番号15-2にある5筆ですが、山の奥の方にある農地で道路から離れています。水路も跡形もなく、長らく人も入らず耕作もしていない田であり、管理できないということで申請を出されました。図面番号15-3の887-1ですが、地目は田になっていますがかなり木が生えております。現在は山林原野になっております。875-3は道路と川の間にとっても小さな三角形の農地が残っていて耕作しにくいということです。全筆とも周辺の農地には影響はありませんので、周辺営農に問題はありません。よって農地へ復元困難と認め、非農地とすることが適当であると判断しました。

会 長 私も現地確認に同行しました。887-1は面積の広い農地ですが、補足説明します。以前はここは棚田でありました。昔の畦の跡が見られましたのでかなりの筆数があったと思われませんが国土調査のときに合筆され1筆にしたとのこととあります。そのときにはもう農地性がなかったけれども地目が田だったので田としたということです。図面上では平地の広い農地のように見えますがそうではありません。それでは、この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号15番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号16番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

1 1 番 8月17日に会長と4番委員と私とで現地調査を行いました。この農地も狭い谷あいであり水もありませんし、現在は木も生えており耕地への復元不可能だと思われます。周辺に影響のある農地はないため周辺営農に問題はなく、農地へ復元困難と認め、非農地とすることが適当であると判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)



会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 16 番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号 17 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

1 1 番 8月17日に会長と4番委員と私とで現地調査を行いました。  
この農地は山の中にあり、周りは全部造林地、山林であります。とても耕地への復元不可能だと思われます。周辺に影響のある農地はないため周辺営農に問題はなく、農地へ復元困難と認め、非農地とすることが適当であると判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 17 番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号 18 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

1 5 番 8月13日に3番委員と16番委員と私とで現地調査を行いました。適用欄にある通りこの農地は湿田のためトラクターなど機械による作業は不適で、長年耕作を放棄してきたので自然改廃し、今後とも農地として利用する見込みはないとのことです。周辺に影響のある農地はないため周辺営農に問題はなく、農地へ復元困難と認め、非農地とすることが適当であると判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 18 番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号 19 番について事務局より説明をお願いします。

3 番 担当は 20 番委員ですが、欠席のためかわりに報告します。8 月 17 日に会長職務代理者と 20 番委員と私とで現地調査を行いました。別日に申請人にもあつて聞き取りしました。位置図をみていただきますと川を遮るように横棒が書いてあります。現地に行つてよく見ると古い砂防ダムでした。図面番号 19-2 にある通り 6 筆は地積図にも載ってないようなかなか古い農地で、現在は農地性がないということがわかつています。現地に行つてみて 2 筆ほどは「ここであろう」、と確認できました。ほかの農地は古い砂防ダムの下方にあたり、今は林野化しております。図面番号 19-3 の農地の下方には保安林との間に水路が整っている 269-1 という田があります。この農地は今有害鳥獣の固定の捕獲檻が設置してあります。地元の方が今後も草刈り等して捕獲檻を活用・管理していくということで自己保全にあたる田とするということですので平成 25 年 1 月 20 日非農地証明ガイドラインの 1 の 3、長期間自然改廃、復旧困難、周辺農地への影響なしということで受理妥当であると判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 19 番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号 20 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

15 番 8 月 13 日に 3 番委員と 16 番委員と私とで現地調査を行いました。申請人は遠隔地に住んでおりますので電話で聞き取りをしました。適用欄にある通りで、この農地は自然改廃しており、申請人は遠隔地に住んでおり高齢で今後に渡つても耕作再開の意志がなく、今後とも農地として利用する見込みはないとのこと。周辺の農地には影響はないため周辺営農に問題はなく、農地へ復元困難と認め、非農地とすることが適当であると判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 20 番について非農地証明を発行しても

よいと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。

---

### 議案第6号 農用地利用集積計画について

会長 事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げて説明。）これらは、農業経営基盤強化促進法第18号第3項各要件を満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 （異議なし）

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について異議ない旨を回答して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって異議ない旨を答申することに決定しました。  
以上で本日、提案いたしました案件につきましては終了いたします。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

平成 年 月 日

会長

⑩

議事録署名者

⑩

議事録署名者

⑩